

院外処方箋(一般名表記)について

当院では、後発品がある医薬品の処方において、一般名（成分名指定）で処方箋に記載しております。保険薬局薬剤師と相談して先発医薬品、後発医薬品を選ぶことができます。

後発医薬品、バイオ後続品について

皆さまの医療費の負担軽減と国の政策(医療保険財政の改善)を推進するため、国が承認した後発医薬品等を用いております。当院で使用する後発医薬品・バイオ後続品は、薬剤師が製剂的に優れていること等も含め審査し、薬事衛材委員会により承認を行うとともに、導入に関して積極的にご説明しております。皆さまのご理解をお願い致します。

全国的な医薬品の供給不足が生じております。皆さまのご健康を最優先し、治療に影響が起きないように状況に応じて処方薬の変更を行ってまいります。なお、一般名処方箋は流通しているお薬を選び易くなり、治療が滞るのを防ぐことにもつながります。



総合
病院

厚生中央病院

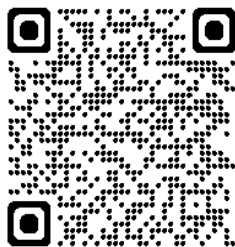
先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方**を希望される場合は、**特別の料金をお支払いいただきます。**
- 特別の料金は、令和8年6月から、**先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当**です。
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします